



認定校 契約

2018年9月1日

目次

| | ページ 数 |
|------------------------|----------|
| 1. はじめに..... | 4 |
| 2. 目的 | 4 |
| 3. 合意 | 4 - 5 |
| 4. 認可条件 | 5 |
| 5. 一般条項 | 5 - 7 |
| 6. リスク管理 | 7 - 8 |
| 7. 利益相反 | 8 - 9 |
| 8. 不正行為および不正運用 | 9 - 10 |
| 9. 平等性および多様性 | 10 - 11 |
| 10. データ保護 | 11 - 13 |
| 11. 守秘義務 | 13 - 14 |
| 12. 記録の保持 | 14 |
| 13. 備え | 14 - 15 |
| 14. スタッフ | 15 - 16 |
| 15. 補助的現場および下請契約 | 16 - 17 |
| 16. 知的財産 | 17 - 18 |
| 17. 広告..... | 18 - 19 |
| 18. 専門家としての行動 | 19 - 20 |
| 19. 受講者 | 20 - 21 |
| 20. 請求 | 21 - 22 |
| 21. 苦情への対処 | 22 - 23 |
| 22. 資格認定実施の取り止め | 23 |
| 23. 契約の終了 | 23 - 24 |

| | | |
|-----|--------------------|---------|
| 24. | 契約停止または終了の結果 | 24 - 25 |
| 25. | 責任制限および補償..... | 25 - 27 |

※本契約は英語で締結されるものとし、当該日本語訳はあくまで参考のために過ぎず、日本語と英語の間に矛盾があった場合は、英語版の内容が優先する。

1. はじめに

国際アロマセラピスト連盟 (IFA) は、資格認定機関として資格の付与を行う、1985 年に設立されたアロマセラピストの専門機関である。当連盟は公益のための慈善団体であり、認定校が IFA のカリキュラム内容による教育、指導およびトレーニングを実施し、アロマセラピーの知識、実践および専門知識を発展させることによる、健康および福祉の維持を目的とする。当連盟は、公衆の安全のため実証に基づいた実践を行う、国家的に認められた資格を有するアロマセラピスト一覧を提供する。IFA は世界規模で活動する、アロマセラピーの実践に関する自主規制機関である。

2. 目的

本文書は、認定校への認可付与のための契約条件を定める。認可申請の提出によって、認定校は本契約上の規約に従うことを確認および同意する。認可は誠意を持って認定校へ付与され、認定校は公認資格維持のため、規約を遵守することに自発的に同意する。

本契約は、認可期間中に、何らかの異議または議論が生じた際に参照される。

3. 合意

- a) 認可申請は、IFA との契約状態に入る申し出として扱われるが、IFA に対する法的拘束力は持たないものとする。
- b) 本契約は、書面により IFA が確認した認可開始日から効力を発し、認定校の認可喪失またはこれらの規約に従い先に契約が終了するまで、効力が持続する。
- c) 開始日以降、認定校は登録を受けた特定の IFA 資格認定を、当該認定校が資格認定の実施を許可された地理上の区域で、本契約の条件に従って、実施することが認められるものとする。
- d) 本契約は、認定校申請フォーム、認定校認可基準、認定校ハンドブックと共に、関連する方針や手続きと併せ、IFA と公認認定校間の契約条件を構成する。認定校が課すもしくは取り入れようとする他の規約、または取引、慣習もしくは取引過程によって示唆される規約は除く。
- e) 認定校はこれらの契約条件にそぐわない、独自の文書による規約に依拠するいかなる権利も放棄する。
- f) 公認資格は非独占的、譲渡不能であり、サブライセンスを許諾する権利はない。
- g) IFA は、認定校の契約条件を適宜更新する権利を有し、これは全ての過去の認定校の版に取って代わる。修正条項は IFA のウェブサイトに掲載され、認定校に周知される。本契約、認定校ハンドブックおよび関連する方針や手続き、認可基準、または資格要項における、いかなる変更もしくは修正も、通知に示された変更または修正の日から効力を有する。

- h) 認定校契約は IFA と認定校間の完全合意を構成となり、書面か口頭かにかかわらず、本件に関するすべての過去の契約、約束、保証、表明および IFA と認定校間での合意に優先するものとする。認定校は本契約に規定のない、いかなる声明、表明、補償または保証 (知らずに、または、不注意によって行われた) に関する救済手段も持たないことに、IFA と認定校は同意する。
- i) 認定校契約に基づき、または認定校契約に関して行われる、いかなる通知も、書面に記され、正しく発行されなければならない。認定校の場合は、認可申請書に E メールアドレスが記載された (または IFA に通知された) 権限者、IFA の場合は、IFA 資格関連マネージャー office@ifaroma.org 宛に、関連するフォームを添付し、正しい手続きに従って行う。
- j) 本契約の非当事者または認定校申請に名前が記載されていない人物は、1999 年契約 (第三者の権利) 法に基づき、本契約の契約条件の利益を主張または享受する一切の権利を持たない。
- k) 本契約は、IFA と認定校間のパートナーシップもしくはジョイントベンチャーの設立を意図しない、もしくはそのようにみなされるものではない、または認定校に、IFA に対する責任関係もしくは IFA の代理人としての責任関係を認めるものではない。各々の当事者は、他の当事者の代理としてではなく、自らのためにのみ行動することを確認する。

4. 認可条件

認定校の認可は、年間単位で認められ、本契約に従い 12 ヶ月間である。

5. 一般条項

認定校は常に、

- a) 認定校の IFA 資格認定に登録した受講者の利益保護に最大限努める。
- b) 資格認定を修了する受講者が、IFA 水準に見合う環境で、適切な高水準のトレーニングを受けられるようにする。
- c) 品質保証および管理プロセスが、認可基準の通りに整えられ、補助的現場を含む全ての現場に適用されるようにする。
- d) 受け付けられた認定校申請フォームに記載された指導/試験/評価場所のみにおいて、登録を受けた IFA 資格認定を実施する。これらは契約条件に従って追加、変更、または削除されることがある。
- e) 認可基準に規定されるように、認定校で IFA 資格認定を実施する指導者が、IFA 会員として継続して登録されていることを確認する。
- f) IFA 資格認定に係るいかなる要素、または認定校申請に記載されたいかなる情報 (例、講師の変更、トレーニングや試験場所の変更、追加の開講申請など) に関しても、正しい手続きに従って修正、追加または撤回を行い、認定校ハンドブック

に定められた関連するフォームを提出する。このような申請の認可は、IFA 単独の裁量により行われるものとする。

- g) 認定校ハンドブック、全ての関連する議定書、方針および手続きに従う。
- h) 認定校契約と認可基準の下で行われる行為 (例、安全衛生、施設保険) に関しては、認定校の運営地域に適用される全ての法に従う。
- i) 認定校の取引地域での IFA 資格認定の実施に関する活動に影響を及ぼす、法または規制実施におけるいかなる変更も、速やかに IFA に報告する。
- j) IFA が規制機能を遂行するために必要な情報の提供を求められた場合は協力する。
- k) 認定校のトレーニングもしくは評価の場所またはオフィス、ならびに補助的現場、スタッフ、記録、トレーニングの教材およびデータへのアクセスを求められた場合は協力する。
- l) 規制機能の一部として IFA が調査または監督行為を実施する際は、協力および支援を行う。
- m) 認定校またはスタッフに対するいかなる行為および/もしくは事件に責任のあるいかなる人物に関しても、IFA に協力および支援を行う。
- n) IFA によるいかなる指示および/または制裁にも従う。
- o) IFA による合理的な指示を遂行する。以下に関する変更を含むが、これらに限られない。雇用者 (正当な理由が示されること)、補助的スタッフのトレーニング (成績の悪い地域を示した報告書が提供される)、試験日 (要請が時期尚早であったと考えられる場合)、資格認定実施の仕組みおよび内部の評価 (もし試験結果が引き続いて低い場合)。
- p) 破産手続対象となった場合 (債務の支払いが不可能である、所有権や統制権の変更、スタッフの変更) は速やかに IFA へ報告する。
- q) 試験などを目的とした、別の IFA 公認認定校への受講者の移行に関し、受講者および IFA に対するあらゆる公平な支援を行う。
- r) 特定のリスクまたは利害相反が生じた際は、特定の手続きに従い、速やかに IFA に報告する。
- s) IFA 資格認定の実施を停止または停止しようとしている、IFA 資格認定の実施を徐々に停止する、認定校の契約条件を満たすことができなくなった (例、最低生徒数の登録) 際は、可及的速やかに IFA へ報告する。この場合 IFA は、IFA の他の権利や救済手段に影響を及ぼすことなく、認定校の認可を修正、停止、または撤回する権利を有するものとする。

IFA は、

- t) IFA の認定校ハンドブック、認定校認可基準、資格要項、資格認定の講義要綱および IFA ウェブサイトの認定校サポートページを通じて、認定校に対して指導を行う。
- u) 認定校と協働し、最終試験およびその他関連する監督もしくは支援活動を実施するために、品質保証評価者の認定校訪問を調整する。
- v) 品質保証評価者には品質管理の目的上、機密の試験用紙を提供する。IFA 資格認定の有効性と品質維持のため、認定校またはそのスタッフは閲覧できない。試験用紙は、試験実施日に、品質保証評価者によってのみ、受講者に配布される。
- w) 当該認定校契約、認可基準、資格要項、認定校ハンドブックおよび関連する方針と手続きを含む、方針や手続きが最新に保たれ、認定校が資格認定を実施するにあたり準拠すべき規則と条件全てを含むことを確認する。
- x) IFA の講義要綱が最新に保たれ、内容が時勢に合ったものであるようにする。
- y) 認定校からの合理的な照会に対して、適切な期間内に返答するようにする。※注意：認定校は IFA に直接連絡を取る前に、ウェブサイトの認定校サポートページをくまなく確認する。認定校が抱く疑問の大半への答えと指示を提供できるよう、綿密に設計されている。

6. リスク管理

認定校は常に、

- a) IFA が認定校資格を付与または監督機能を実施するには不適切であると、認定校の作為または不作為のために見なされるような行為を、直接的または間接的に、引き受けまたは関与しないよう、全ての適切な対策を施す。
- b) 必要な内部リスク管理方針、手続きおよびトレーニングを準備し、どのような作為もしくは不作為が好ましくない影響を持つ、または持ちうるかを把握する。
- c) 好ましくない影響を持つ、持ちうる、または IFA や IFA 資格認定の評判を傷つけるリスクが生じた際は、速やかに IFA に報告する。
- d) 報告に基づいて行動し、防止し、および/もしくは、特定のリスクによる影響を可能な限り緩和する、または特定のリスクによる影響を緩和するための IFA からの指示に基づいて行動する。
- e) リスクとなりうる行為の例
 - 安全衛生と感染および汚染の管理。
 - IFA 資格認定の根本に悪影響がある、または矛盾するような資格認定を同時に実施する。

- 独自の精油会社を所有またはアロマセラピー製品を販売する (IFA がそれらの製品を支持しているように見えかねない) 認定校。
- 精油、製品またはその他のサービスに関して、医学的な主張を行う認定校。例えば、特定の症状や病気に関して、「治療 (cure)」や「治す (heal)」といった用語の使用は許可されていない。(例、the Cancer Act) IFA の講義要綱に定められた専門的実践の範囲を超える精油に関する、または関連付けられるような、誤ったまたは誤解を招くような主張に、IFA は関与しない。
- 不正行為および不正運用。

IFA は、

- f) リスク要因を防ぎ、対処する最善の方法について、認定校に指導を行う。
- g) 認定校に活動から退くことを指示する、潜在的リスクの影響範囲を抑える方法について明確な指示を与える、またはリスクの性質によっては、認可を撤回もしくは認可期間終了時に更新しないことができる。

7. 利益相反

認定校は常に、

- a) 関連する IFA の方針や手続きに立脚した、利益相反を特定および処理するための、利益相反に関する方針を制定および維持する。誤解を避けるため記すと、
 - i. 利益相反とは、個人または事業が、IFA 資格の実施および認定における利害に反する行動につながりかねない、またはつながりそうな、相反する利害または義務を孕む行為である。利益相反は、受講者の最善の利益に背く行動が取られる結果になりかねず、認定校は適切に行動していないとの印象を与えかねない。結果として、IFA と IFA 資格の品格に悪影響を及ぼす恐れがある。
- b) 利益相反を特定および処理するための認定校の手続きに準拠する。
- c) 反賄賂および汚職防止に関するすべての適用法令、成文法ならびに規制を遵守する。2010 年英国贈収賄防止法または認定校の運営地域における同等の法制を含むが、これらに限られない。
- d) 認定校は、悪影響を持つ利益相反を招くまたはその可能性のある、予測可能または将来的な利益を把握した場合は、速やかに IFA に報告し、1 年間のすべての利害関係を正しい手続きに従い、モデルクライアントや試験通訳者のために各外部監督試験よりも前に申告する。
- e) 報告に基づいて行動、防止および/もしくは利益相反による影響を可能な限り緩和する、または IFA からの指示に従って行動する。

f) 相反しうる利害の例

- 認定校または認定校スタッフが、IFA 資格と同等レベルの他のアロマセラピーのカリキュラムを実施する。
 - 認定校内の個人が他の事業において権限のある立場にある、または、IFA 資格認定の実施に関わる認定校での役割における個人の利害と相反するような、他のアロマセラピー資格認定を実施する立場にある。
 - 受講者の内部評価に携わる個人が、受講者と過去に関係がある、または友人関係にある。
 - 認定校が受講者の学習プログラムに割り当てる方法および時間 (相応な、IFA のコース要項に合ったものでなければならない)
- h) 受講者に製品を勧める際、そのブランドに既得権益 (例、株主やエージェントである) がある場合は、必ず受講者に知らせなければならない。
- i) 誤解を避けるために記すと、認定校がすでに IFA の講義要綱と同等レベルの、他の資格認定団体によるアロマセラピーに関するコースを実施している場合は、その認定校は IFA の講義要綱を実施するべきではない。IFA はカリキュラム、資格認定基準および知的財産を、管理および維持する権利を留保する。IFA カリキュラムの実施、トレーニングおよび資格認定基準の適切な管理は、他の資格認定団体のアロマセラピー講義要綱と重複的、または同時に実施される場合には保証されない。
- j) IFA にとって合理的に有害だと見なされるような、利益相反に関する認定校の作為もしくは不作為、または利益相反を申告しなかったことに関して、IFA は認可を直ちに取消す権利を留保する。

IFA は、

- k) 利益相反を防ぎ、対処する最善の方法について、認定校に指導を行う。
- l) 認定校に行為から退くことを指示する、潜在的利益相反の影響範囲を抑える方法について明確な指示を与える、または利益相反の性質によっては認可を撤回もしくは認可期間終了時に更新しない。

8. 不正行為および不正運用

認定校は常に、

- a) 関連する IFA の方針や手続きに立脚した、不正行為または不正運用の事案を特定および処理するために、適当で効果的な方針を制定および維持する。
- b) 不正運用または不正行為を、特定および処理するための、認定校の手続きに準拠する。

- c) 好ましくない影響を持つ、持ちうる、または、IFA もしくは IFA 資格の評判を傷つける不正行為もしくは不正運用が生じた際は、速やかに IFA に報告する。
- d) 報告に基づいて行動し、防止し、および/もしくは、不正行為もしくは不正運用による影響を、可及的速やかにまたは IFA からの指示に従い、可能な限り緩和する。

IFA は、

- e) 不正行為および不正運用を防止、調査、および対処する最善の方法について、認定校に指導を行う。
- f) IFA は認定校に対し、行為から退くことを指示する、是正措置を実施する、事案の影響範囲を制限する方法について明確な指示を与える、またはリスクの性質によっては認可を撤回もしくは認可期間終了時に更新を行わないことができる。

9. 平等性および多様性

認定校は常に、

- a) 2010 年平等法 (Equality Act 2010) および人権法、および/または、認定校の運営地域における同等の法制の求める条件を遵守することで法令上の義務を果たす。
- b) IFA の平等性および多様性ならびに合理的な調整と特別な配慮に関する方針と手続きに従い、すべての受講者を公平かつ平等に扱う。
- c) 受講者の障害、ジェンダー、人種、年齢、婚姻とシビルパートナーシップの別、性的指向、宗教または信条 (「保護特性」として知られる) にかかわらず、IFA 資格認定を公平に利用できるようにする。
- d) 誰を受講者として認めるか選ぶことはできるが、差別的な根拠に直接的もしくは間接的に基づいて受講者を拒否する、またはサービス水準を低めることは行わない。認定校は受講者に対し、IFA 資格認定や評価における、受講者にとって適切ではない側面について知らせる。例えば、受講者に身体的障害またはアレルギーがある場合、資格認定の実務的な要素において適切な代替手段を提供する。
- e) 異なる人々または集団に、異なる条件でサービスを提供することは控える。
- f) 雇用中のスタッフのいかなる差別的行動に対しても法的責任を持ち、違法な「差別」、「ハラスメント」および「迫害」、ならびにその他平等法で禁止された行為を排除する。
- g) 実質的に可能な場合は、トレーニング実施場所を、障害のある受講者にとって利用しやすい場所にするための考慮を払う。
- h) IFA 資格認定の一部が保護特性のある受講者の不利となりうる場合、また認定の実施における平等性に関して受けるいかなる苦情も、速やかに IFA に報告する。

IFA は、

- i) 資格認定を可能な限り利用しやすくすることを目指す。
- j) IFA の「機会平等と多様性に関する方針」および「合理的な調整と特別な配慮に関する方針」の通り認定校に指導を行う。

10. データ保護

認定校は常に、

- a) EU 域内で受講者の個人情報を扱う際はデータ保護法および EU 一般データ保護規則 (GDPR)、または認定校の取引地域における同等の法制の求める条件を遵守し、法令上の義務を果たす。
- b) 受講者および/または受講者となる可能性のある者からは、IFA が個人データを処理し生徒として IFA のフォームに登録することについて、IFA の代理人として適切で明白な事前の同意を得る。
- c) 受講者の個人データは、常に正確かつ最新であるようにする。
- d) データベース登録のために IFA へ提供する受講者の個人データに対しては、認定校が責任を持つことを、認定校と IFA の間で確認および同意する。
- e) IFA の資格認定機関としての監督的役割に関連し、受講者および認定校スタッフの個人データの IFA による非独占的利用を認める。誤解を避けるために記すと、
 - i. 個人データとは、直接的または間接的に個人を特定できるデータである。例えば、名前、住所、写真または E メールアドレスなど、いかなるものも個人データとなりうる。慎重に扱うべき個人データには、人種・民族的出自、政治的見解、労働組合への参加、宗教的信条もしくは同等の性質を持つその他の信条、身体的もしくは精神的な健康状態、および性的指向を含む。
 - ii. 個人データの処理とは、あらゆる形態での個人情報の取得、保持、開示および記録を含み、あらゆる形態での紙面保持、画像および媒体に当てはまるが、これらにとどまらない。
 - iii. GDPR 規制下では、個人は自身の個人データへアクセスできるより広範な権利を持ち、これによりデータ管理者 (つまり認定校) には、多くの追加的な条件が求められる。データ主体による開示要求権により、受講者は認定校が保有している自身の個人データの開示、ならびに、データの訂正および削除を求めることができる。
- f) IFA と協働し、認定校と IFA 双方が、受講者個人データのデータ管理者としての義務を遵守するために必要な支援を行う。これには、受講者の個人データ開示要求権を実現すること、個人データの処理に関する受講者からの問い合わせや懸念に対応することを含む。

- g) 個人データに関する適切な通知を、受講者に対して行う。誤解を避けるために記すと、
- i. 個人データに関する通知は正確で、分かりやすく、および誤解の余地がなく、保持する情報が必要である詳細な理由および受講者の個人データを管理しようとする期間の詳細を含まなければならない。受講者による自らの個人データの開示要求権に関する情報を含む必要があり、最重要事項として、いかに情報を安全かつ権限のない利用から保護された状態に保つかについても、通知において説明しなければならない。
- h) 個人情報に関する通知は明確で、認定校がどの個人データを IFA と共有するか、資格認定団体としての IFA と個人データおよび身元を共有する目的に関する十分な情報を、受講者および/または受講者となる可能性のある者に提供するものとする。
- i) EU 域内で運営している公認認定校から EU 域外へ受講者の個人データを転送する場合、有効な英国データ保護法と同等な、受講者の情報を保護するための条件に基づいた、データ転送に関する合意を認定校は締結する。
- j) 認定校が EU 域内で活動する場合は、情報コミッショナーオフィス (ICO) に適切に登録する。2018 年 5 月データ保護規則の下では、ヨーロッパで個人情報を扱う全ての機関または個人事業主は、データ保護料金 (通常 35 ポンド) を ICO に支払わなければならない。免除が認められる場合もある。
- k) 認定校が EU 域内で活動する場合は、2003 年プライバシーおよび電気通信規則を遵守する。これにより認定校は、販売資料や広告を、電子的に受講者またはサービス利用者へ送信してはならない。これは受け取りに同意した場合は除く (例、認定校が宣伝するセールや製品に関するニュースレターに「オプトイン」し、いつでも「オプトアウト」することができる)。認定校は受講者が電子通信を受け取ることを望んでいると自動的にみなしたり、受講者がコースに登録した事実を基に、それが合意をなすものと判断したりしてはならない。認定校は適切な条項を個人情報方針に含み、個別的な合意を記録する仕組みを整えなければならない。
- l) 認定校がデータ保護規則に違反した場合は、違反から 72 時間以内に情報コミッショナーオフィス (ICO) に報告する。誤解を避けるために記すと、
- i. ICO による個人データ侵害の定義は、「個人データに対する偶発的もしくは違法な破壊、消失、改変、権限のない開示またはアクセスを引き起こす秘密保持違反」である。偶発的および故意、いずれによる侵害も含まれる。
 - ii. 認定校は有効なデータ保護法と関連する手引きを考慮し、データ保護違反が発生した際に従うべき独自の方針を制定する。
- m) データ保護違反が発生した際は速やかに IFA に報告し、IFA によって定められた指針に従う。

IFA は、

- n) 認定校スタッフや受講者に関して得られたすべての個人情報を、1998年データ保護法に従って処理し、登録データ管理者として、情報コミッショナーオフィス(ICO)に登録する。データは取得された目的のみのために利用され、法によって求められる場合を除き、第三者に開示されることはない。

11. 守秘義務

認定校は常に、

- a) 全ての文書および IFA が発行したその他連絡を、厳格に親展・機密として扱う。
- b) IFA から認定校への情報や通信内容は、第三者とは一切共有しない。
- c) 認定校の指揮下にある従業員およびその他第三者が、同様に IFA からの情報を取り扱うよう、あらゆる適切な対策を施す。
- d) IFA からの明白な許可を受けない限り、IFA から提供された情報は誰にも開示しない。例、IFA ウェブサイト内の認定校ページで、私的使用を目的として提供されている情報
- e) 守秘義務に従う。これは認定校認可の終了後も、IFA から認定校に提供されたいかなる機密情報も認定校が保持していない状態になるまで存続する。
- f) 受講者の個人データは、権限のない又は不必要な人員によって閲覧されることがない方法で保管する。
- g) 受講者の個人および機密情報を、不適切な開示から保護する。保持された個人データは安全に保管され、取り扱いには権限者によってのみ行われなければならない。
- h) 本人または受講者の法的代理人の書面による同意なく、直接的または間接的に受講者の情報を開示しない。これは受講者が認定校のサービス利用を停止した後も、無期限に有効である。
- i) 不可欠な情報だけを、権限者だけに開示する。例えば、帳簿担当者は全ての金銭取引を閲覧する必要があるが、受講者の健康記録を閲覧できるようであってはならない。延滞を追跡する場合、とりわけ認定校の代理として第三者に情報を渡す場合には、最低限の情報を特定しなければならない。
- j) 無権限または違法な個人データの手続き、および、データの偶発的な消失または、破壊もしくは損失を防止するために、適切で相応な技術的および組織的方針を準備する。例、システムが定期的に安全にバックアップされる。いかなる第三者との契約にも、適切な義務が盛り込まれなければならない。
- k) 不適切な開示を避けるために、
 - i. 会話が周囲の耳に入るような場所で受講者と話し合いをしない。
 - ii. 他人の視界に入る場所に受講者の個人データを放置しない。

- iii. 共有ハードドライブに電子形式でデータを保存しない。例、アクセス許可が必要なシステムを導入する。
 - iv. 他人が敷地内外から記録システムにアクセスできないようにする。
- l) 受講者の機密を保持できる方法で、記録を安全に処分する。例、シュレッダー。
 - m) 受講者が別の公認された認定校に転籍する際は、受講者の同意を得た上で記録を転送する。認定校は、新しい公認された認定校の所有者が、守秘義務の必要性および受講者に情報開示要求権を与える義務を理解していることを確認しなければならない。
 - n) 守秘義務違反の疑いが発覚し次第、速やかに IFA に報告する。
 - o) 違反の疑いに対する IFA による調査に協力する。

IFA は、

- p) 不正行為および不正運用の報告に関する調査との関係において可能である限り、認定校から受け取ったすべての情報を、親展・機密として取り扱う。「不正行為・不正運用に関する方針」は内部告発に関する条項を含み、IFA が情報提供者の身元を保護できる範囲を説明する。
- q) 公衆の保護のため、本契約により、公知となっている IFA とのすべての関係性を認定校が解消していない場合、認定校の認可終了の通知を表示する。

12. 記録の保持

認定校は常に、

- a) 完全で正確な受講者に関する記録を維持する。受講者の出席状況、フィードバック、内部評価、実務評価等を含むが、これらに限られない。これらの情報は、適宜 IFA によって求められることがある。
- b) 受講者の記録を維持および廃棄するための「情報保持・削除に関する方針」を制定し遵守する。方針には、認定校契約の期間中および認定校の IFA 資格認定停止前の最後の登録受講者卒業から三年間は、認定校が記録を保持する旨を含まなければならない。

13. 備え

認定校は常に、

- a) IFA 資格認定を実施するために利用可能な資源の管理および見直しを行う。
- b) IFA 資格認定の運営維持に十分な資金が利用可能であることを確認する。例、講師の補充のための資金、受講者登録料、試験料、資料等。また、これらの契約条件に合っている。

- c) 受講者の利益保護のため、IFA 資格認定の実施を維持する事業継続計画を備える。
- d) 求められた場合には、過去 3 年間の会計記録を証拠として提供する。

IFA は、

- e) 活動を監督する間、認定校の備えに懸念が生じた場合、活動報告を提供し、認定校に指導を行う。

14. スタッフ

認定校は常に、

- a) スタッフに対するすべての責任を持つ。

誤解を避けるために記すと、IFA が作成した文書における認定校スタッフへの言及は、IFA 資格認定の実施に携わる、雇用・短期雇用されるなどの、あらゆるすべての指導およびトレーニングスタッフ、下請業者を指す。

- b) すべてのスタッフが、認定校契約、認可基準、認定校ハンドブックおよびすべての関連する方針や手続きについて知らされ、これらを遵守する。これらの条件を遵守しなかった場合の影響を研修を通して理解し、これらの文書の写しを与えられているようにする。
- c) スタッフは適切な資格と経験を有しており、技術を最新で、IFA 資格認定を実施するスタッフに関する IFA の方針に基づく自身の役割に適切な状態に保つための、継続的専門技術開発に取り組む。
- d) 資格認定の実施に適切な人数のスタッフを維持し、IFA の方針に沿って行動する。IFA は受講者が一貫した水準のサービスを楽しむために、認定校が効果的かつ効率的な IFA 資格認定を実施できるよう、追加講師の合理的な期間内の雇用を求めることがある。
- e) 主要講師は申請フォームに登録され、資格認定の最低 75%を実施すること。認定校は資格認定の 25%までを指導する、補助講師を雇用できる。研修中の講師は、主要講師の監督下でなければ、受講者に指導を行うことはできない。主要講師はトレーニング進行中に、研修中の講師と補助講師の両方を監督し、補助または研修中講師の上級講師資格への昇級申請に添付する監督完了フォームへの連署を求められる。
- f) 主要人物の変更は速やかに IFA に報告し、追加講師の登録および認定校ハンドブックに定められた関連フォームの提出を行う。
- g) すべてのスタッフにとって、役割遂行のために適切な機材、資料およびシステムが利用可能である。

IFA は、

- h) 活動を監督する間、認定校スタッフの仕事振りに懸念が生じた場合、活動報告を提供し、認定校に指導を行う。

15. 補助的現場および下請契約

- a) 認定校は IFA の事前の書面による合意なく、認定校契約により生ずる権利や利益または義務を、第三者に対して譲渡、下請、または破棄もしくは委任することはできない。
- b) 誤解を避けるために記すと、認定校が追加的な指導機会を実施するために第三者への責任移譲を求め、その「支局」が代理人だが認定校の所有を受けない場合は、同意は認められず、補助的現場の認定校所有者は、自ら新しい認定校としての開設を求められる。通常、同意が認められるのは、認定校が複数の現場を所有または賃借し、スタッフを直接雇用しており、特定の責務について補助的現場の支配人に委任することを望む場合である。例、試験の計画、受講者の登録など。
- c) 認定校が責任を第三者へ移転または委任することに IFA が書面で合意した場合、認定校には第三者が認定校契約、認可基準、認定校ハンドブックおよび関連する方針や手続きにおける条件を遵守する適性と能力を有し、常に IFA の書面合意により設定された追加の条件に従って行動することを確認する責任がある。
- d) 認定校は IFA 資格認定を補助的現場で実施する前に、それらの場所を IFA に登録する。認定校はまた、認可基準の一部として、そのような追加的現場で資格認定を実施する追加的な講師を獲得し、適切に登録する。
- e) すべての補助的現場は、正しい手続きに則った査察および認可を必要とする。
- f) 年間の最低受講者数を現在の現場で登録し、試用期間が終了した場合に限り、認定校は補助的現場の設置を申請することができる。
- g) 第三者または補助的現場における、作為、過失または不作為については認定校に責務があり、IFA に対して常に責任を持つものとする。これには品質管理、スタッフの業務監督およびマーケティング提案を含む。
- h) 認定校は、サービスを提供するために行った第三者の任命において、
 - i. 補助的現場が認定の実施に必要な商品またはサービスを提供するいかなる下請業者に対しても、すべての適切な合意と契約を整え、補助的現場が必要な資源を利用できるようにする。
 - ii. 認定校契約のすべての側面を遵守し、本契約に劣らない法的拘束力を有する条件に従う。
 - iii. この移譲された責任的地位を、IFA 資格認定に関わるすべての受講者に明確に示す。

- iv. 補助的現場のすべての広告において、支局登録番号をロゴの脇に表示する。

IFA は、

- i) 認定校と協働して、補助的現場への査察を実施する。

16. 知的財産

- a) すべての IFA の知的財産は IFA に帰属すること、認定校契約は IFA の知的財産の利権を移転するものではないことを、認定校は確認および承諾する。
- b) 誤解を避けるために記すと、ここで言う IFA の知的財産とは、IFA のロゴ、名称、講義要綱および IFA によって作成もしくは翻訳されたその他資料、または IFA が特定できるものを指す。
- c) IFA の知的財産から構成もしくは成立、または紛らわしいほど酷似した、商標、意匠、商号もしくはドメイン名を、使用、登録もしくは登録しようとしなない。または IFA に関連する評判もしくは信用を弱め、傷つけ、もしくは有害となるような行為、または IFA の知的財産の登録および/もしくは有効性と衝突するもしくは危機に晒すような行為を、行わない、もしくはそれらが行われることを許可しない。
- d) 認定校はいかなる方法によっても、IFA によって所有もしくは制御される、または IFA の系列組織、支店もしくはフランチャイズであるように、示唆または暗示しないこととする。
- e) IFA 公認 認定校ロゴおよび認定校 認可証は、IFA による認可の唯一の有効な証明である。
- f) 認定校は認可期間中、資格要項に定められるように受講者にサービスを提供し、本契約の条件に従い、
 - i. IFA 資格認定を実施する公認資格を宣伝することができる。
 - ii. ロゴの利用条件に関する方針に従って、IFA 公認 認定校ロゴを使用することができる。
 - iii. 指導することが認可された IFA 資格認定の講義要綱を、講義要綱に関する方針の条件に従って使用することができる。
- g) 認定校もしくはその代理によって作成された、IFA の知的財産を使用したすべての資料が、以下を遵守していることを、認定校は確認しなければならない。
 - i. 適宜 IFA から認定校に伝達される、利用条件に関するいかなる制限および/または規制。
 - ii. 適宜 IFA が発行するブランドおよび登録商標のガイドライン。
 - iii. 適宜 IFA から提供されるその他の具体的ガイドライン。

- h) 実際の、切迫した、もしくは疑わしい、IFA の知的財産に対する侵害が発覚した際は、認定校は速やかに IFA に報告するものとする。
- i) 誤解を避けるために記すと、いかなるこの条項の規定違反も、認定校契約の重大な違反と見なされる。

17. 広告

認定校は常に、

- a) 有効および最新の認可のみに基づいて、IFA 資格認定もしくは IFA 公認資格を宣伝する。
- b) 受講者もしくは受講者となる可能性のある者を誤った方向へ導くような、または、IFA 認可および/もしくは IFA 資格認定に関して IFA により発行された要項の範囲と一致しないような、IFA 資格認定に関する声明を出さない。
- c) 公認資格または IFA 資格認定に関するすべての広告が、正確、事実に基づき、合法的および信頼できるものであるようにする。誤解を避けるために記すと、
 - i. 受講者が IFA の外部監督試験を合格し、IFA 資格を得ることができると、広告において述べる、もしくは保証することは認められない。認定校はしかしながら、その平均的な合格率を述べる、および受講者の推薦文を表示することはできる。
 - ii. 広告において他の IFA 公認の認定校を貶めるような発言をしてはならない。
 - iii. 認定校のウェブサイトおよび/または広告素材は、IFA の評判を貶めるような、一般的に他の資格提供者の名誉を傷つける発言を含んではならない。
 - iv. 認定校はアロマセラピーに関する証拠(ケーススタディ、研究等)に基づいた主張のみ、含むことができる。研究は常に進行しており、広告に表示した主張を事実だと証明するために必ずしも十分な基準とはならないことに、注意する必要がある。
 - v. 認定校はそれについての主張が正当化できない製品を、支持または容認してはならない。
 - vi. 認定校はサービスを利用するよう人々に圧力をかけてはならない。IFA はマルチ商法を認めない。
 - vii. 認定校もしくはその他の特定の供給元から、器材またはその他の製品を受講者が購入することが、IFA 資格または認定の条件であると述べてはならない。IFA は製品を支持せず、受講者に特定の供給元から製品を購入することを求めない。

viii. 認定校は紛争をもたらす、もしくは同業集団を紛争の危機に陥れるような行為を行ってはならない。

- d) 認可を受けたトレーニング場所の住所が明確に述べられているウェブサイトにおいてのみ、その IFA 資格認定を宣伝する。問い合わせおよびマーケティング活動は、すべてその単一のウェブサイトを参照する。このことはすべてのソーシャル・ネットワーキングサービスにも当てはまる。これは他の IFA 公認の認定校の事業領域 (認定校が取引を最大化できるよう、IFA が意図的に制限している) を侵害することを避けるためのものであり、公衆に対し資格認定が未認可の場所または追加的なウェブサイトに示された住所にて実施されるものと誤認させないためのものである。
- e) 認定校のスタッフ、代理人または販売代理人が、IFA 資格認定を自身のウェブサイト上で宣伝しないようにする。
- f) 市場を押し量るための試験的な事業計画は実施しない。誤解を避けるために記すと、追加的に資格認定の指導を行うことを望むすべての認定校は、正しい申請手続きに従わなければならない。

そのような行為は、意図的な競争、および認定校が拠点を置く地域を超えるものとみなされる。ならびに、他の認定校の運営領域の侵害となる。認定の実施および公衆への提示を行う、環境、背景および方法は、受講者の肯定的な経験に重要な影響を持つ。正しい登録およびマーケティングの手続きに従わないことで、認定校は「フェアトレード」に抵触することになる。そのような行為は結果として、取引、モラル、または IFA 公認の認定校もしくは資格認定の一般的な受け止めに対し、否定的な影響を与える。

- g) 認定校への IFA 品質保証評価者および/または IFA 代表者の出席を、事業の宣伝または促進のために使用しない。ある条件下においては、IFA はイベントまたは広報活動への、IFA の慈善目的への公衆の認識を高めるための出席に同意する。この場合において、IFA はイベントまたは他のそのような活動の見極めを行う。これには認可に先立ち、関連する宣伝資料、発表/講演内容および計画を認可することを含む。代表者の費用は、要請した認定校によって支払われる。
- h) これらの原則は広告に限られず、口頭またはその他にかかわらず、認定校の公衆とのすべての関わりに拡張される。
- i) IFA は、すべての認定校が促進活動に対し透明性が高く、協力的であることを期待する。このことは認定校のリスク管理の責務の一貫をなす。

IFA は、

- j) 適宜抜き打ち検査を実施する。
- k) 認定校が疑問を持つ場合は、助言および説明を与える。

18. 専門家としての行動

認定校は常に、

- a) 専門家として行動し、認定校と他の IFA 公認の認定校との間の商業的競争が公平および適切な方法で行われるようにする。ならびに、他の認定校の事業領域の侵害または他の認定校の受講者の引き抜き/誘惑は行わない。
- b) スタッフが公衆、他の専門家および将来的な競合相手と関わるすべての事業において、公平および倫理的な取り組みを維持するようにする。
- c) 認定校ハンドブックに従い、IFA のスタッフとのすべての連絡において礼をもって遇する。

IFA は、

- d) 試験またはその他の目的のための、受講者の受け入れまたは移転に関する、IFA 公認の認定校間の協定には関与しない。しかし認定校は、将来的に周囲の公認された認定校による支援が必要となる可能性がある点に注意が必要である。
- e) スタッフの行動が容認できないとみなした場合は、さらなる行動を起こす前に、認定校所有者に警告を与える。

19. 受講者

認定校は常に、

- a) 最低6人の生徒を12ヶ月の期間内に登録する。これにより認可更新の権利があると認められる。
- b) 受講者の身元確認に最大限努力し、正確かつ完全な情報をもって、IFAの公認資格認定への申込みから4週間以内に、受講者を生徒としてIFAに登録しなければならない。
- c) 試験合格までの認定実施期間中、各受講者の生徒としての会員資格を最新に保つ。
- d) すべての受講者が、受講者ハンドブックを充分理解しているように努め、関連する方針や手続きの研修を実施する。
- e) 受講者と契約または合意を結ぶ。
- f) IFA 資格認定を修了できると、認定校が合理的に判断した受講者のみ登録を行う。
- g) すべての受講者の個人情報と機密情報は親展・機密として保ち、データを利用できるすべてのスタッフにも、守秘義務の必要性を周知する。
- h) 受講者が選択した IFA 資格認定の必要条件について、IFA が制定した資格要項の通り、充分理解しているように努める。

- i) 適切な場合は、IFA の「従前学習認定と免除に関する方針」に従って、従前学習認定の申請を行う。
- j) 適切な場合は、IFA の「合理的な調整と特別な配慮に関する方針」に従って、特別な配慮のための合理的な調整の申請を行う。
- k) 受講者を登録する際に、当該受講者が外部監督評価での合理的な調整を必要とする場合、正しい手続きに従って、速やかに IFA に報告する。
- l) 受講者を登録する際に、当該受講者が、外部監督評価の免除および「従前学習認定と免除に関する方針」の条件を満たすことの追加の証拠の免除を受ける資格がある場合、正しい手続きに従って、速やかに IFA に報告する。
- m) IFA の「不正行為と剽窃に関する方針」の通り、受講者の制作物が受講者本人によるもの、および当該受講者のみによるものであることを確認する。
- n) すべての内部評価は効果的に実施され、IFA によって定められた条件を遵守する。
- o) 受講者が IFA の外部監督試験に進む準備が整っていることを確認する。これは以下の内容を含む。
 - i. 受講者の身元が外部試験において明確に確認でき、受講者は IFA の生徒 ID カードを携帯する。
 - ii. すべてのコース課題が完了しており、それらが認定校ハンドブックまたはその他 IFA からの指示による、IFA 資格評価基準に従った、主要講師による検証を受けている。
 - iii. 受講者の内部評価および必修コース課題の採点に関する IFA からの指示を、実際の外部監督試験で同様に、徹底して遵守する。
 - iv. すべての受講者の課題および課題資料は、安全に保管され、権限を持つスタッフ以外は利用できないようにする。

IFA は、

- p) IFA および公認認定校が提供するサービス内容を理解できるよう、認定校ハンドブックを補う手引書を受講者に提供する。
- q) 認定校ハンドブックを遵守するよう、認定校に指導を行う。

20. 請求

認定校は常に、

- a) IFA から認定校に対して提示された、IFA 資格認定の登録および実施に関する費用、ならびに/または、認定校へのサービス費用を支払う。

- b) すべての IFA の請求書に対し、受領から 30 日以内または IFA が指定する日に、支払いを行う。
- c) 支払期限後に未払い額がある場合は、延滞料を支払う。このことは、IFA の他の権利および救済手段に影響を及ぼすことなく、サービスの停止、制限、終了および/または認可の取り消し事由となる可能性がある。
- d) 認定校から IFA に対しては、相殺、反対請求、控除または源泉徴収なく、全額を支払う。特に明記しない限り、IFA から認定校へのすべての料金は、VAT (付加価値税) を含まない。関連する IFA の方針や手続きに特に明記しない限り、認定校から IFA へ支払ういかなる料金も、返金不可とする。
- e) IFA 資格認定の実施に関する、徴収、税金の送金および支払い、請求、罰金および政府またはその他権限により課されるその他あらゆる料金について、単独で責任を持つ。
- f) 認定校は IFA 資格認定実施に関して、自身または認定校の代理人として行動する個人による、すべての出費に責任があることを確認および承諾する。これにはスタッフ採用および受講者募集、ならびに試験/評価費用を含むが、これらに限られない。
- g) IFA 資格認定の実施に関して発生および本契約の規約に一致する、費用および出費は、要求に応じて、IFA に対して補償を行う。

IFA は、

- h) IFA 資格認定の実施中、認定校に適用されるすべてのサービス料金を、ウェブサイト上で公表する。
- i) 公認認定校への報酬に関するいかなる変更も、適用開始前に周知する。

21. 苦情への対処

認定校は常に、

- a) 関連する IFA の方針や手続きに立脚した、効果的に苦情に対処するための、適切で効果的な書面による、苦情と抗議に関する手続きを、制定および維持する。
- b) 懸念を提起することを望む受講者にとって、苦情と抗議に関する手続きが容易に利用可能であるようにし、さらなる対応を求める受講者には、IFA のウェブサイト上の「苦情と抗議に関する方針」について知らせる。
- c) 苦情が発生する可能性を減らすため、IFA 資格認定の実施および顧客サービスに関する、あらゆる要素の監督および見直しを行う。
- d) 受講者によるフィードバックおよびスタッフの行動報告のような、内部検査の詳細を、要求に応じて提供する。

IFA は、

- e) IFA の「苦情に関する方針」に従い、公平および一貫した、苦情に対する調査を行う。

22. 資格認定実施の取り止め

いかなる理由であれ、認定校が IFA 資格認定実施の取り止めを決定した場合、または、全体もしくは部分的な認可の停止、失効もしくは終了の結果として IFA が認可の取り消しを決定した場合、認定校は、

- a) IFA 資格認定実施の中止を意図する場合、速やかに IFA に報告する。
- b) 認定校ハンドブックに定められた、認可取り消しに関する IFA の方針と手続きを遵守する。
- c) IFA の方針に充分協力する。
- d) IFA 資格認定への受講者登録を直ちに停止する。
- e) 取り止めに関する、明確かつ正確な情報を、すべてのサービス利用者に提供する。
- f) 取り止めにより影響を受ける可能性がある、IFA 資格認定に登録したすべての受講者の詳細を、IFA に提供する。そして、
- g) 受講者の利益を保護するためのすべての適切な対策を施す。他の IFA 公認の認定校への受講者転籍の支援を含むが、これに限られない。

23. 契約の終了

- a) 認定校は本契約（そして認可）を、いかなる理由であれ、1ヶ月前に書面で通知することにより終了することができる。
- b) 認定校が以下を行った場合、IFA はその権利または救済手段に影響することなく、本契約（そして認可）を、書面での通知をもって直ちに終了することができる。
 - i. 契約満了日前に、認可更新関連費用を支払わなかった場合。
 - ii. IFA の 12ヶ月間の認可期間中に、最低受講者数を登録しなかった場合。
 - iii. IFA の「制裁に関する方針」の制約下であり、結果として認可の取り消しが発生する場合。

- iv. 認定校契約の規約への重大または継続的な違反があり、および、改善を求める通知の受領から特定の期間内または通知に定められた期間内に、当該改善可能な違反が回復されなかった場合。
 - v. IFA が自身の利益に悪影響が及ぶと信じるに足る行動 (安全上の要求に対する違反、不正行為または不正運用、知的財産の不適切な使用を含むが、これらに限られない)、または、IFA の価値観、ガイドラインおよび/もしくは評判と一致しない行動、または、IFA の評判を落とす可能性がある行動を、認定校が実行もしくは着手する場合。
 - vi. 統制の変更を実施、または、その他そのような行動および変更に着手する場合。および、前述の変更が IFA の合理的見解において、認定校による認定校契約に基づく義務の遂行能力に影響を及ぼす、IFA の価値観および/もしくは評判と一致しない、ならびに/または、利益相反を生じさせるもしくは生じさせる可能性がある場合。
 - vii. 取引を停止もしくは停止すると脅迫する場合、または破産に陥る場合、または清算に入る場合、または事業もしくは、事業のいかなる財産もしくは資産に関する、統制もしくは管財人を変更する場合。
 - viii. 運営地域の法制および/もしくは規制変更の結果として、または、運営地域において IFA 資格認定実施のために必要な免許もしくは許可喪失の結果として、IFA 資格認定を実施できない場合。
 - ix. 他の資格認定機関からの制裁が課され、その資格認定機関の認可が取り消しとなる場合。
- c) IFA は、直ちに効果が生じる認可条件を停止もしくは制限する権利、または「制裁に関する方針」に従い、認定校の運営に関する調査が行われる間に、認定校へ違反を改善するよう暫定的な指示を適用する権利を留保する。
 - d) 原則として、認定校は認定校契約に違反せず、事件、事情、または合理的な制御を超えた事由による遅延または不履行を起こさないこととする。前述の状況において、認定校には義務を遂行するための合理的な期間延長が認められる。遅延または不履行期間が発生日から 30 日間続いた場合、IFA は、認定校への書面による通知から 14 日後に、認定校契約を終了することができる。

24. 契約停止あるいは終了の結果

- a) 契約満了、停止、終了のため、および/または、調査の間に、認定校の認可が取り消された場合、認定校は受講者の最善の利益のために行動し、IFA に協力する。
- b) 契約満了、停止または終了のため、認定校の認可が取り消され、および、受講者がコースに登録されている場合は、関連する IFA の方針と手続きに定められた通り、認定校は他の公認認定校へ受講者が転籍できるよう取り計らう。

- c) 契約終了(理由の如何を問わず)に際して認定校は、
- i. IFA 資格認定の実施を停止する。
 - ii. IFA 資格認定の広告を停止する。
 - iii. 受講者の募集または受け入れを停止する。
 - iv. すべての宣伝または事業行為から、IFA 資格認定認定校のロゴを直ちに削除する。
 - v. IFA の知的財産、および IFA の知的財産を使用して IFA もしくは IFA の代理人が作成したすべての制作物の使用を停止する (IFA の要求に応じて破棄または返却する)。ならびに、IFA 認定校認可証明書を IFA に返却する。
 - vi. 未払金の支払いを行う。
- d) 理由の如何を問わず認定校契約の終了に際して、認可は停止となるが、契約終了日に成立している各々の当事者の権利および義務、11 条 (守秘義務)、12 条 (記録の保持)、16 条 (知的財産)、22 条 (取り止め)、24 条 (停止または契約終了の結果)、25 条 (責任制限および補償)は、効力を有する。

25. 責任制限および補償

- a) 認定校契約のいかなる内容も、当事者の過失もしくはスタッフ、代理人もしくは下請業者の過失による死亡もしくは人身傷害、詐欺行為、または悪意による不実表示もしくは英国法の下では排除もしくは制限されないその他義務のために、いずれかの当事者の義務を制限または排除することはない。
- b) IFA は認定校契約の下に、または認定校契約に関連して生じた、以下の事項に関しては、契約、不法行為 (過失を含む)、法令上の義務違反またはその他の、いずれに起因するものであっても、認定校に対して一切の責任を負わない。
- i. 逸失利益
 - ii. 売上または事業の損失
 - iii. 予想される貯蓄の損失
 - iv. 営業権または評判への損失または損害
 - v. データまたは情報の破損または使用機会の損失
 - vi. あらゆる道義に基づく支払い
 - vii. 特別、間接的、結果的または経済的な損失
- c) 契約、不法行為 (過失を含む)、法令上の義務違反またはその他のいずれに起因するものであっても、認定校契約の下に、または認定校契約に関連して生じ

た、利益の損失、または間接的もしくは結果的な損失に対する、請求または一連の請求に関する IFA のすべての責任は、請求の原因となった出来事 (または一連の中で最初の請求) の直前の 12 ヶ月の期間内に、認定校契約に基づいて、認定校から支払われた登録料の最大合計額に制限される。

- d) 認定校は、以下または以下に関連して生じた、IFA が認定校もしくはそのスタッフから被る直接的もしくは間接的なすべての責任、費用、出費、損害および損失に対し、要求に応じて IFA に補償することを承諾する。
- i. 認定校、その従業員または雇用報酬もしくは謝礼によって認定校の代理人を務める者からの請求。
 - ii. そのような請求が認定校の違反、過失による行為もしくは不履行、または認定校契約に基づく義務遂行の遅滞の、結果として生じた範囲までの第三者から IFA に対する請求。および/または
 - iii. 認定校の作為または不作為。これには、IFA を資格認定団体としての義務の履行違反に陥らせる、認定校契約の違反、または認定校スタッフもしくは下請業者の違反を含むが、これらにとどまらない。
 - iv. 関連する当事者に対する認定校の停止または取り消しの通知に関して被った、いかなる請求、費用またはその他の訴訟手続。
 - v. 認定校の過失および/または特定の締切までに正しい情報を提出できなかったことの結果として生じた、試験スケジュールからの遅滞または除外に対し、被ったいかなる請求、費用またはその他の訴訟手続。
 - vi. 直接的または間接的に、試験日程の遅延または認定校の日程希望に沿えないことから、生じたまたは被った、いかなる請求、費用またはその他の訴訟手続。IFA の認定校との契約の骨子に、試験実施日程は含まれない。
 - vii. 認定校のスタッフ、または IFA 資格認定の実施に従事もしくは認定校の代理を務めるその他の人員による、いかなる疑わしいおよび/または実際の機密情報もしくは知的財産の侵害。
 - viii. 認定校またはそのスタッフによるデータ保護違反、またはその他の認定校に雇用された、従事する、もしくは関連のある者による違反により生ずるいかなる請求、損失、費用、要求、出費およびその他の義務 (弁護士費用を含む)。
 - ix. これらの契約条件の違反により撤回された、IFA 資格認定の実施に関連して作成された、いかなる販促資料または広報素材に関して生ずる、または向けられた、いかなる請求、損失、費用、要求、出費およびその他の義務 (弁護士費用を含む)。
- e) 認定校契約に従って生ずる条件もしくは権利の、無効、違法、または履行不能は、他に継続している条件の有効性、合法性または履行可能性には影響しない。条件が履行不能または無効だと判明した場合は、法的に許容される限りおよび範囲において、IFA と認定校が誠意を持って協議し、そのような条件を、法的、有効および履

行可能、ならびに可能な限り最大に、両者の当初の商業的意図を実現するように修正する。

- f) 認定校契約および認定校と IFA の関係性は、イングランドおよびウェールズの法を準拠法とし、同法により解釈されるものとするに認定校と IFA は合意する。認定校契約もしくはその主題、もしくは成立から生じる、または関連する紛争もしくは請求 (契約によらない紛争や請求を含む) については、イングランドおよびウェールズの裁判所の排他的管轄権に服することに合意する。